

甲子園大学における教育研究設備・機器の共有方針

学 長 裁 定

学校法人甲子園学院甲子園大学（以下「本学」という。）は、2学部3学科、2研究科構成の中で、教育研究設備・機器の管理・維持については各学部単位で、担当教員が密に行い、必要に応じて学内での学部間での共有を図るとともに整備の推進を行ってきた。

この度、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において、令和4年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表することとなっていることから、文部科学省にて令和4年3月に策定・公表された「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を踏まえ、新たに本学における教育研究設備・機器に関する基本的な考え方として、「教育研究設備・機器の共用方針」を定める。

まず、本学の設備・機器を学内全体への広い共有利用を可能とするための規程整備と情報の共有を最優先とし、段階的に産学連携・地域連携の観点から、本学の裁量によって外部の第三者の利用を可能とする仕組みを戦略的に構築することを目的とする。

1. 全学一体となった設備・機器の情報整備

本学は、本学の教職員が一体となって、教育研究設備・機器（資源）の①所在②利用方法③運用状況等の情報整理を行い共有する。（主管課は総務課・管理課とする）

2. 共用に向けた運営体制の確立

本学は、教育研究設備・機器の共用を促進するため、共用に向けた運営体制を確立する。

3. 共用目的の明確化

本学は、教育研究設備・機器の利用を通じて、教育研究設備・機器の整備・運営を継続的に維持・発展させていくとともに、高度で専門的な知識・技術を有する研究者の排出をキャリアパスの整備も含めて目指す。

4. 「戦略的設備整備・運用計画」の策定

本学は、上記1から4の事項を実現するため、本学の設備・機器の現状を把握・分析の上、本学の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定する。